

逗子市立の小学校に入学予定のお子さんの保護者様へ



**** 就学援助制度のお知らせ ****

逗子市教育委員会

逗子市では、経済的な理由でお子さんを逗子市立小・中学校に就学させることが困難な保護者の方に、学用品費、給食費、修学旅行費など学校生活に必要な費用の一部を就学援助費として援助しています。希望される場合は、学校教育課に申請をお願いします。

【対象者】

児童扶養手当の支給を受けていたり、世帯全員が非課税である世帯などが援助の対象となります。経済的に就学が困難な世帯は、収入状況、世帯構成など総合的に判断して、認定可否の審査をします。

1 申し込み方法

逗子市教育委員会学校教育課（逗子市役所5階）の窓口で、申請用紙と詳細なお知らせをお渡しします。申請用紙に必要事項をご記入のうえ、必要書類を添付し学校教育課へご提出ください（申請用紙等は、2月1日から配布予定です）。

2 申請期間

2月1日（月）から6月30日（水）まで

3 援助費目及び支給時期

援助費目 給食費、学用品費、校外活動費、新入学学用品費、修学旅行費、学校徴収金等
支給時期 令和3年8月、令和4年1月、4月の3回に分けて支給

4 その他

- 対象者は、逗子市立小学校に入学されるお子さんになります。私立・国立小学校へ入学予定の方、4月入学前に市外へご転出される予定の方は、申請をご遠慮ください。
- 所得証明書（課税・非課税証明書）は、課税課で発行できます。所得の証明に必要な令和3年度所得証明書は、6月1日頃から発行可能の予定ですので、6月30日までに申請をお願いします（6月中に申請があった場合には、4月1日に遡って支給対象となります）。

5 問い合わせ先

逗子市教育委員会 学校教育課（逗子市役所5F）

逗子市逗子5-2-16 TEL 046-873-1111 内線529

Fax 046-872-3115
